

第6回箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会 議事録

●日 時 平成26年10月28日(火曜日) 午後6時開会 午後7時30分閉会

●場 所 箕面市役所 特別会議室

●出席した委員

委員長 小西 砂千夫 氏	委員 増田 昇 氏
委員 岡田 光弘 氏	委員 奥村 裕子 氏
委員 稲井 信也 氏	

委員5名 出席 (欠席：橋森委員)

●審議した案件 案件1 開発事業等緑化負担税の導入について【諮問】

(事務局)

ただ今から、第6回箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会を始めさせていただきます。それでは、小西委員長、進行をよろしくお願いいたします。

(委員長)

よろしくお願ひ申し上げます。一応とりまとめという予定になっておりますが、議論を尽くさなければいけないとおもっておりますので、大きな議論も結構ですし細かいところでも結構ですので、ぜひ議論を尽くしたと皆さん思っただけのように審議をお願ひ申し上げます。それでは、まず定足数等の報告からよろしくお願ひします。

(事務局)

定足数の確認についてご報告いたします。本日の出席委員は、委員6名中4名でございます。過半数に達しておりますことから、箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会設置条例第7条第2項の規定によりまして、会議は成立いたすものでございます。なお、橋森委員につきましては、今日はどうしても都合がつかず欠席するという事で事前にご連絡を頂いております。また、増田委員につきましては、10分程度遅れるという連絡をいただいております。以上でございます。

(委員長)

欠席の委員には、事前に見て頂き、ご意見は盛り込まれた形で今日の原案になっております。原案は事前に各委員にお渡し頂いておりますので、本日はそれをお目通しを頂いているということを前提に議論を深めたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは次第に従って進めてまいりたいと思っております。

まず、前回までのご意見をご確認頂いた上で、パブリックコメントの回答案それから答申案の順に沿って検討していきたいと思っておりますので、前回までの主な意見についてのご説明をお願ひします。

(事務局より「I. 前回の主な意見」 説明)

(委員長)

前回のことを思い出していただければと思いますが、上の1から8について前回出た意見を要約していただいた形になります。要約してしまうと人によってそういうニュアンスだったかなというところがあるかも知れませんが、前回だいぶ整理していただいたというイメージがあります。私たちの委員会がパブリックコメントを回答する責任者です。私たちが背負うべきものと背負えないものがありますね。背負うべきものというのは、私たちは諮問を受けて具体的なその税を導入することを前提に諮問を受けて、その諮問に対して税の具体的な姿を検討しました。そのパブリックコメントを問うた内容がこの概要であり説明資料です。私たちが依って立つべきものはパブリックコメントに公開した資料です。そうすると、パブリックコメントに公開した資料に沿ってパブリックコメントに対する回答すべきであって、その説明資料から逸脱したような材料を持って行って回答してしまうのはよくないし、自分たちが背負えるものと背負えないものとのをちゃんと分けないと、かえって無責任になるよというようなことを整理していただいていますね、それが1から6の中に色々出てくるとか。あるいは、経緯としては過去の寄附金があるけれども、まったく新税として考えるのだからそここのところはきっちり一貫して説明しないとイケないとか、そういうところでございます。

パブリックコメント回答については、次の議題にしたいと思いますが、前回の意見をこういう風に整理したけどもこれについていかがでしょうかということです。ニュアンスをどうしようかというところがありますけれど、それはそこまで大事ではないと思いますので。これ以外にこういう意見が出たなどというのがありましたら、何かございますか。

(委員)

だいたいまとまっただけではないかなと思います。若干、言葉の言い回しなどがあるんですけど、まあ全体的にはよくまとめられていて、こんなものじゃないかと思えます。

(委員長)

では、2つ目のパブリックコメント及びその回答についてご説明いただけますか。

(事務局) (「Ⅱ. パブリックコメントについて」説明)

(委員長)

ありがとうございます。委員の方はこの間の経緯を十分ご承知なので、若干傍聴の方を意識して申し上げますけれど、事務局案となっておりますが、別に言葉は事務局案で構わないのですが、前はまさに事務局案だったんです、このパブリックコメントの右側はまさに事務局方で作っていただいたのです。ところが資料の1ページの上のようなご意見が出ましたので、これは抜本的に書き換えないとイケないということでございまして、私もここに座っている責任を感じておりますので、市役所に伺い、時間の限り文言一つひとつ精査し直しました。ですから、前文も前回とは変わっているんです。ずっと作業をしますので、私もそのこのパブリックコメントに対する回答は委員会が回答しますので、私自身もこれには文言についてやっぱり背負わないとイケないという気持ちで作業を具体

的にしております。それから特に専門家という意味もあり、学識経験者の委員のお二人には特に原案の作成段階にご協力いただきまして、文言を事前にある程度ご指摘いただいたことを踏まえて精査して、精査したものを事務局案という形で、まあそのネーミングは何でもいいんですけど、他の委員方に見ていただいた上でここへ来ています。ですから、よきにはからえと事務局の方で適当にやっという感覚ではなく、私もかなりまなじりを決して一生懸命頑張りました、いかがでございましょうかというぐらいの緊張感で今日は臨んでおります。それは皆さんよくご存じだと思いますけど、傍聴者の方を意識してご説明をしたところがございます。とは言いながらここで当然委員会の場で繰り返していただくことっていうのはまったくありうるところです。資料ではここについていかがでしょうと、お受けしているわけですけど、ここ以外の点も含めて表現ぶりをもう一度この場で精査していただきたいと思います。順番に気が付かれたところお話しいただいて、そこでもう1回議論しましょうかという意見があればやりますし、なければここをきちっとやりましょうということはどうでしょう。組み立てもかなり変わっていると思いますので、ご発言いただければと思います。

(委員)

ずいぶん、ある意味親切で、ある意味簡潔だなという印象です。全体に関してはそうです。

(委員長)

パブリックコメントを出していただいた方に、これはちょっと失礼じゃないかなっていうのがとりあえずは気がつかなかったということでもいいですかね。あればもうぜひ出してください。

(委員)

はい。前は、こんな答え方でいいのかなっていう感じでしたけれどそうじゃないので。

(委員長)

分かりました。

(委員)

私も委員としてずっと見てきましたけど、やっぱり私が商売柄気になるところが、いろんな人に聞かれます、「どうなりました」と。どうなりましたということに対しては、今はまだ検討中で決まってないという話をするのですが、パブリックコメントを出した人には、回答がその人にきっちり伝わるのかなというのがあります。そして、皆さんが何を聞きたいかといえば、広く市民からとるんじゃなくてなぜ開発事業者から税をとるのか、なぜそういう結論になったのかというようなことだと思います。そりゃ財源確保のためなら取るのは仕方がないと皆さん思っておられると思います。でも、広く市民から取るのではなく、前の寄附金の延長のような形でこの案が出る、そういうところが皆さん気になるように感じました。その答えをここから見いだすのは難しいかなと思います。

(委員長)

今、2つご意見いただいたと思うんですけど、1つはこのパブリックコメント出した人に対して、これをホームページに貼るという形でちゃんと伝えたということでもいいかという問題提起ですね。それと、そもそも皆さんが思っておられるこの税の取り方の妥当性については、見出しがたいと委員が仰ったのですけれども、そこは一生懸命答えたつもりなので、それがこの回答でいうとどこにあたるかというところは、この場で確認をしないとイケないと思います。1点目について、どうですか。

(事務局)

市が行うパブリックコメントでは、出された意見に一つ一つ対応で出された人に返すという答え方ではなく、何かの案を作るときに意見を出す、総体的に意見を出していただいてそれに対して総体として返すようにしています。とはいえ今回は一つの質問に対しておおむね一つの回答を作成していますので、ある程度一つ一つの回答になっているのではないかと考えております。

(委員長)

パブリックコメントに対して、聞いてきた人にこれを送るということは普通しないんですよ。

(委員)

しません。基本的には、ホームページなどに公開するだけです。一つ一つ対応はしないというのが原則だと思います。

(事務局)

あと、ホームページに載せますということと、支所等の公共施設に結果を置いているということを広報に載せるようにしています。パブリックコメントをしますという時と同じ周知の仕方をさせていただきます。

(委員長)

ということだそうです。あとはその内容に関するところで、この税の妥当性について。例えばこの箇所の、委員が事業者の方からどういうことかと聞かれたら「こういう回答です」とお伝えいただく機会があると思いますので、その点についてはこのように回答しているというのは、どこを見たらいいということになりますか。

(事務局)

なぜ事業者さんから税をいただくかということについては、この資料2で言いますと最初の1ページのところです。「本税は～」というところから2ページの上半分まで、4点の質問に対して1つで回答しておりますが、今回税を担っていただくのを開発委事業者にした回答と考えております。

(委員長)

これなんですけどね。もう一つの、寄附金をやっとなめさせたのにまた取るのかという議論は、そういうご反応はもちろんあって然るべきなんですけど、ここはどういう風にお答えいただくかは別ですが、寄附金はアンフェアだということでやめたんですけども、税と

前回の内容を説明していただいて、我々としてはかなりの議論をして、中には苦しい立場で議論いただいた委員もおられますが、基本的にはこの資料4を作成して、これが我々が今まで議論をしてきて考えてきた内容なんですよね。これを用いてやっぱり回答すべきじゃないでしょうかというのがおおむねの筋だったと思うのですけれども。それは委員長のご苦勞もあって、かなり改善できたんじゃないかなと思ってます。基本的にはこれで新たな何かを付け加えたという話でもないし、何かを欠落させたということでもないので、私はこれで十分だったのかなと思っております。

今日のご検討いただきたいという5ページの2-1に対する回答、12ページの4-2と10-1に対する回答は、本質的なことではなくて、さらにもう少し親切にちょっと議論しといたらというレベルで。本質的には問題はないのかなと思ってます。

(委員長)

では、特に事務局から追加で検討して欲しいというご要請をいただいたということだと思いますので、そこの該当箇所、マーカーを塗っているところです。5ページですが、確かに、いただいた意見の方が、2つのことが書いてあって、緑の緑化推進の有効な財源手段ですよってというご意見と、法的に問題ないよねってという意見と2つ書いてあるんですね。ニュアンスとして、前半のことなんだということだとこれはご賛同いただいているわけですので「同様に考えます」でいいんですけど、法的に問題がないのっていうことに質問のウエイトがあるとすれば右のような案になるんだと。で、質問の意図として「大きく問題がないのか?」「ちゃんと確認したのか?」っていう風に受けとめて書いてる回答なんですよ。私もどちらかと思っているんですけど、どう思われますかね。

(委員)

私は別に、こっち側の方はこれでもいいのかなという感じがします。

(委員長)

原案の方ですか。

(委員)

原案でもね。満たすとか、要するに法律上問題がなければ賛同しますというので、まあ法律上の要件を満たすと考えますという回答でね。それはあんまりどちらでも、同様に考えますでもいいのかなと。どちらかという要件の方に、本当にチェックしたのですかという質問に対して、それはチェックしましたとお答えするというのもいいのかなと。別にあまり拘る必要はないのかなと思いますけど。

(委員長)

これ、もしね。あの、事務局の方に申し上げますけどもね。聞いている人が、「法的に問題がないのか、問題がなかったら賛成します」っていうところが言いたかったとしてですよ、「同様に考えます」だったら、「法的に問題がないんだったら私たちもいいと思います。」という意味に受け取られ、「お前達がそれを検討するんだろう」と言われますよね。どうですかね、疑義を出していただいてかまわないのですが、どういう趣旨で出していた

疑義ですか。

(委員長)

我々としては弁護士の委員に法的な立場で関わっていただいたというのは、そこはむしろ自慢したいところなんで。

(委員)

ちゃんと押さえるべきところはちゃんと考えていますよというのを見せておくのは。

(委員)

そうなら原案のほうがいいかもしれません。

(事務局)

はじめに、一人の委員に見ていただいたときは、「法定外目的税の要件を満たすかどうかについて検討を進めてきたところですよ」で終わっていたので、「同様に考えます」などと簡潔に回答してはどうかという意見をいただきました。その間、別の委員から、「(検討を進めてきたところで)あり、その要件を満たすと考えます」ということを追加していただいたのでよくなったのかなど。

(委員長)

じゃあ、これでいい。事務局としても、特に今の議論を聞いて、いやいやもうちょっとというのはないんですね。

(事務局)

はい。

(委員長)

分かりました、はい。結構でございます。ではこの件はこのとおりで。次の点はですね、12ページですね。これはたしかに、仰るとおりかなと思うところがあって。回答はこのマーカーを引いていただいているところを省いて「～ご提出をお願いしました」で終わった方がよかったかという気はするんです。「多数の意見をいただいて感謝します」というのは、むしろ終わり、最後か、頭か。最後にこう付けますかね。

(委員)

そうですね、いろんな意見に対してですからね。

(委員長)

最初はね、結論みたいなところなんで、こんなところに感謝なんて書くとコテコテする。で、「ご提出いただいた意見を十分に検討し委員会としての最終案を市に答申させてもらいます」は当たり前のことなので、要らないと思います。

はい。ここ、どうですか。

(委員)

私は、これを見せていただいた時に、このお礼のコメントは、最後に付け加えた方がいいんじゃないかっていう意見を出しました。その方が自然でしょうね。

たしかに皆さん、結構、真剣に検討をしてパブコメをいただいておりますので、全体的

なお礼は最後にした方がいいんじゃないかな、そういう考えです。

(委員長)

どうですか、その。いやいや、それだところじゃないかと。

(事務局)

正直言いますと、このお礼の言葉を入れるのは、最初がいいかなと個人的には思っていたんですが、委員長に言われたとおり、ここには入りにくいかと。

(委員長)

やっぱり、ここに入りにくいでしょう。ここは何か主文みたいなものですからね。

(事務局)

例えばですが、1枚目の1の(2)結果と委員会における考え方のところで、「12通の意見書が提出されました。」の後に、「市民や事業者から多数の貴重なご意見をお寄せいただいたことに感謝します。」ということを入れて、行を変えて「提出された意見の概要を、」ということで続けるというのはいかがでしょう。

(委員長)

目立つのは目立つでしょうということですよ。終わりまで誰も見ない。

(事務局)

そうなんです、後ろにいくと忘れ去られる感じがするのではないかと。

(委員)

なるほどね。それは入れておいた方がいいかもしれませんね。

(委員長)

低姿勢に示すなら前に書いた方がいいんだろうと。

(委員)

ただこれ正直言って、前でも後ろでもあんまり変わらないから、通常は皆さんのご意見をいただいてそれにコメントして、最後にお礼をするというのが一般的ですね。だから特に事務局として、特に後ろに入れることについて問題があるということだったらちょっと別なんでしょうけれど。

(事務局)

問題はないですけど、さっき言ったように一番後にして見られなかったらどうかなと思っただけなんです。別に問題はありません、後ろでも。

(委員)

見やすいのは今のままで、最後に持ってくるのが見やすいと思うんですよ、ぱっと見た時に。でも、結果と考え方というタイトルだったら最初にお礼を言ってもいいかなと思います。だからどっちでも。

(委員長)

両方に書いてもいいか。最初に書いたら、後ろはいらんか。どうしましょう。もう、決めましょう。この為にもう一回開かないとだめになる。どっちがいいと思います。

(委員)

私もやっぱりパブリックコメントのお礼は最後の方がいいんと違うかなとは思いますが、
どもね。

(委員長)

これは、判決文でいうと主文みたいなものだから、最後に、この言葉のままでいけるか
なと思うんです。「パブリックコメントに対して、市民や事業者から多数の貴重な意見をお
寄せいただいたことに感謝します」という言葉をあまりいじらないで、一番最後に一行、
枠外にこう作って入れておいていただきたい。で、「ご提出いただいた、」のところは当
り前のことなので、不要かと思います。

(事務局)

はい、分かりました。

(委員長)

ではパブリックコメントについては、追加でどうかっていうご提案がなければこれで。
後から出していただくということで。それと、答申案はちょっと丁寧にとしますので。

(事務局) (答申の構成の確認と「I. はじめに」読み上げ)

(委員長)

2段落目ですけれども、「この答申は、当委員会が箕面市が行ってきた税の導入検討過程
と導入検討に至った経緯などを踏まえて」か。市としては、予め税の導入検討をして、導
入するということを決めた上で、導入することを前提に委員会に答申をしたんだとい
うことを言おうとしているわけですね。それ、読めますよね。「税の導入検討過程と導入決定に
至った経緯を踏まえて」「経緯」のあと、読点が要るかなあ。税の目的を検討することから
始めました。「経緯などを前提に、」かな。「などを前提に、税の目的から検討することから
始めたものであり、その目的を実現するための税制となるように議論を重ね、とりまと
めたものです。」ですかね。どうですかね。意見を仰ってください。というぐらいの感
じで丁寧に行きたいと思しますので。ご異議なければ次、はい、お願いします。税の目的につ
いて。

(事務局) (「1. 税の目的について」読み上げ)

(委員長)

すみません、「文言については」っていうのは、そのとおりなんですけど、ちょっと変か
なと思うんです。要らないかなと思うんですよ。そのかぎがこの中の文章表現につ
いてはという意味なんですけどもね。要らないかなと。何か変でしょう、「文言につ
いては」というのは。

(事務局)

はい。

(事務局) (「2. 徴収方法について」読み上げ)

(委員長)

これ、「今回の制度においては」というのは、何かわからない。今回の制度ってなんやねんってことですよ。次回の制度は何だとか。当該納税手続きにおいては、「納税手続き」という意味ですかね、この「今回の制度」というのは。あと、「本税が想定しているのは」ぐらいにして、「建設行為を行う場合は必ず窓口で行う手続きがあり」ですか。「本税が想定している」何かおかしいでしょう、「今回の」は、どうですかね。何か言ってください。賦課徴収じゃなく申告納付の方が良いってことをそれを言おうとしているわけですね。申告納付の方が確実にできるよって言っているわけです。で、なんでそうかと言うと、建設行為を行う課程で必ず市役所の窓口で行う手続きがある以上、その手続きをした人に対して申告納付してねっていう風に言うことが一番確実な取り方ですよって言っているわけですよ。そうすると、「今回の制度については」というのはなくてもいけるのか。

(委員)

要らないと思いますね。

(委員長)

そうすると、こうしましょう。「建設工事を行う課程で必ず市役所の窓口で行う手続きがあることから、その機会に合わせて」であとに続くと思います。

(事務局) (「3. 課税客体について」読み上げ)

(委員長)

まあこれなんかは、委員からきちっとびしっと指摘いただいた点です。何かあれば言ってください。

(事務局) (「4. 税収の使途について」読み上げ)

(委員長)

これですね、2行目の、「新たに設定した税の目的」というのはですね、税の目的がなかったから委員会で決めましたと受け取られるので、「本委員会で設定した税の目的」の方がいいと思います。その2行下にまた「新たに」が出てくるから。「本委員会で設定した税の目的との整合を図るため、…に改めました。新たに課税を行う以上は、」で通じると思います。やっぱり読み上げていただくと分かりやすいですよ。目で追うだけではどうも。他、なければ。

(事務局) (「5. 課税標準について」読み上げ)

(委員)

これ、1点だけ気になるのが「バランスを図る」というところ、何のバランスを図るのかと。これ、「公平性を図る考え方として」の方がいいのではないかと思います。最後の段落です。「結論としてはいずれの建築物でも共通となる敷地面積としつつ、低層・低密度の建築物と高層・高密度の建築物の公平性を図る考え方として」の方がいいのかなという。バランスというとなにか天秤にかけて、みたいな話ですけど。

(委員長)

はい、私もその方が。あのね、最後の行なんですけどもね、「より客観的な数値により算

出した制度」、制度っていうのはね。「より客観的な数値により算出される税負担」「税制」でもいいと思います。制度って聞くと何か違うと。あるいは、「より客観的な数値により負担額が算出されるよう最終的に判断しました。」というように、「～より負担額が算出されるよう」でどうでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員長)

ぱっと読んで意味がぱっと分かるような表現でないといけないなど。はい、6番お願いします。

(事務局) (「6. 納税義務者について」読み上げ)

(委員長)

では7をお願いします。

(事務局) (「7. 税率について」読み上げ)

(委員)

ちょっと戻っていただいて、申し訳ないですけど6番ですね、これ、先ほどの委員もご指摘されているところはこの6番を納税義務者に対してどう説明するかと思うんですね。この文章では納税義務者をなぜ事業者にしたのかということが、文言として読み取りにくいですよ。

(委員長)

なるほど。

(委員)

先ほどの議論の中で出てきたように、なぜ市民ではなくて建設行為を行う事業者を納税義務者にしたんですかというのは、むしろこっち側の資料の2ページ目からひっぱってこないといけないのかなと。先ほど、事業として建設事業を行う者はこれまで育んできた本市の良好な自然環境や住環境を価値化して事業を行うことから納税義務者としたんだと。そう言わないと、これでは先ほどの委員のご指摘に対して説明できないですよ。

(委員長)

これは技術論ですね。

(委員)

技術論ですのでね。

(委員長)

文言ですけども。2ページの写真の横の下に「これまで育んできた」というのがありますが、この「本市の良好な自然環境や住環境を活かして事業を行う開発事業者を納税義務者とするのが適当と判断しました」という表現がまず要るんだろうと思うんですね。

それをそういう風にします。でそれに続けてこの文章を活かすとすると、「課税客体として事業を行う建設を行う者を納税義務者とする」ことで、課税手続きの課程において確実に

把握でき」「、より適当である」からはもう要らないと思います。「把握できるので、諮問原案が適当と判断しました」と。「できることから諮問原案どおりと判断しました。」で「なお、事業者には」と続けます。

いけましたか？ 一回読んでみてください。「これまで育んできた本市の良好な自然環境や住環境を活かして事業を行う開発事業者等を納税義務者とすることとしました。」という文章が最初に入るのです。

(委員)

先に主語でもいいんですけどね。

(事務局)

今、委員が仰っていただいた内容がですね、ここの3ページに納税義務者についてという項目の点線で囲んだ文章、ここにそのことが書いてあるんですけども。こっちを使った方が項目出しをして書いた文章ですので、こちらの文章を使っていた方がいいと思うんですが。

(委員)

これで我々も事業者の方へのお願いをせざるをえないと思うんです。

(委員長)

これをまず入れましょう。これ、段落変えて。段落を変えてこっちを活かすことで。こちらは技術論なので、こうやることによってとりもれがないよねっていうことになって、それをまず活かした上で「課税客体である『事業として行う建設行為』を行う者を納税義務者とすることで課税手続きの課程において確実に把握でき、」はそのまま残しといて、「より適当である」はとばして、「諮問原案どおりとすべきと判断しました。」

(事務局)

もう一度読んでいいですか。「納税義務者について。これまで育んできた本市の良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を活かし、継続的・反復的に行われる事業としての建設行為に対し、前述の環境維持、保全、充実に要する費用を賄うため、その行為を行う事業者には税負担を求めるものである。」

(委員)

「ものとししました」ですね。それと「前述の」も取った方がいい。

(事務局)

「ものとししました。」で行をかえまして、「課税客体である事業として行う建設行為を行う者を納税義務者とすることで、課税手続きの課程において確実に把握できることから諮問原案どおりとすべきと判断しました。なお、事業者には個人事業者も含まれます。」以上です。

(委員長)

7番は、先ほど読み上げていただきましたので、何もしなければ8番。

(事務局) (「8. 収入見込額について」読み上げ)

(委員長)

はい、では9番。

(事務局) (「9. 非課税事項について」読み上げ)

(委員長)

2段落目の最初のところなんですけども。これは議論を思い出していただければ、なんですが。個人による自己居住用の建築等っていうのは、事業として行う建設行為っていう風に定義しとくともうそれは最初から外れることは自明だから、わざわざここに書かなくてもいいよねっていう議論だったと思うんですね。それを思い出していただければと思うんです。ただ表現ぶりがですね、「ことから」がこの段落の2行目と3行目に2回出てくるんです。だから、「課税客体の定義に該当せず」でいいと思うんです。これを削除する。

(委員)

もう一点、最初の段落で、たぶん「9. 非課税事項について」と項目があるからこれを飛ばしてるんですね。ですが文章としては入れておかないとわからないかなと。「諮問原案では非課税事項として、『経済活動を目的としない個人による自己居住用の住宅の建築等』でしたが」と。「税の目的に鑑みて課税することが適当でないものを検討し修正しました」と。これで、たぶんタイトルがあるから入れてないんですけど。

(委員長)

私もそれは聞き飛ばしてしまいました。それはそうです。

(事務局)

そうなると、他にも影響がでないでしょうか。全部同じかと思いますが。

(委員)

影響は出ないと思います。読んでいて、聞いてて、ここは入れておくべきですが。

(事務局)

わかりました。

(事務局) (「10. 徴税費用見込額について」説明)

(委員長)

はい、次。

(事務局) (「11. 課税を行う期間」読み上げ)

(委員)

先ほどのね、この10、11はやっぱり抜けていると思います。1番は例えば、諮問原案では税の目的がと書いてありますよね、諮問原案の回答。2番目は、申告納付というのが、諮問の原案どおり申告納付というのがさっき言われてましたよね。3番目は、諮問原案では経済活動につながる建設行為と説明していますよね。4番目もこういう目的だったというので諮問原案を説明してますよね。5番目も諮問原案を説明していますよね。6番は諮問原案を説明するようになりましたよね、納税義務者どうしたのかというので。7番目も諮問原案を説明してますよね。8番目も諮問原案を説明してますよね。だから9、1

0、11だけが諮問原案が飛んでいるということだと思います。だから諮問原案では非課税事項としてというので、10番ではまず、「諮問原案では徴税費用見込み額について不明でしたが、」11番も「諮問原案どおり課税を行う期間については、」ということだと思っ
たんですけどね。だから前は抜けてないと思うんですけど、この3つはちょっと抜けてると。

(委員長)

はい、ではローマ数字のⅢ. 結論のところですけど。これは、いいと思います。で、最終ページの「おわりに」です。

(事務局) (「Ⅳ. おわりに」読み上げ)

(委員長)

これ、1行目が「本税制」になっていて、「なお」の改行のところが「今後、本税」になっていますがどっちにしましょう。本税制、本税。1行目の方がおかしいな。

資料の4の方で修正いただいたところですね、パブリックコメントを受けて修正されたところですね。ここはちょっと念入りに確認をしておきたいと思います。どこになりますか。

(事務局)

まず1ページですね、左上の「この税金は開発業者が事業として行う建設行為に課税するものです」の囲みの下3つ目ですね。「自己居住用の住宅」という文言を使っておりましたが、それについては「建設行為を行う者本人の住宅」という風に言い換えを行っております。

(委員長)

これ、パブリックコメントを受けて修正するということですか。

(事務局)

答申の中で自己居住用の住宅を非課税とするというのをそれを削除しましたので、それに合わせて。

(委員長)

答申に合わせて変更するものですね。

(事務局)

はい。また、右の「年間約3千万の税収が見込まれます」という囲みのところですが、「財政需要を3千万から5千万」としてたんですけども、「10年間で4億円程度」という風に変更しております。

(委員長)

これ、なんであの4億やったら4千万にしないんだというのはあると思うんですけどもね。法定外税っていうのはなにか税の方が多いとおかしいんですよ。法定外税の方が毎年の財政需要よりも多いと余っちゃうからですね。法定外税は金額がちょっとやっぱり財政需要よりも少ないと説明がつかないから、細かい話ですけど、そういうニュアンスです。もう何も書かなくてもいいです、皆さん覚えておいてください。これ4億やったら4

千万ではないのかって言われる。他、修正したところありませんでしょうか。

(事務局)

パブリックコメントを受けてなのですが、2ページのところの理由の9行目ですね、本市の良好な自然環境、住環境を活かして事業を行う開発事業者という風に、前はここに「利益を得ている」ということばが残っていたのですけれども、そこを修正いたしました。あとは、3ページの非課税事項で、パブリックコメントでは1、2、3と3項目、自己居住用の建設行為を入れていたんですけれども、それを答申に合わせて削除しております。それから、9ページの財政需要のところです。先ほどと同じく、「毎年3千万円から5千万」というのを「10年間で約4億円」という風に表現を改めております。11ページに、税源の状況なんです。こちらにパブリックコメントの時点では過去35年間にわたり、箕面市で受け入れ実績のある公共施設等整備寄附金のスキーム等を基にしているの、長期的な財源の変動については既に実績から予想が可能という書き方をしていたのですけれども、「スキームを基にしている」というという表現を削除しております。以上です。

(委員)

1点、伺わせてもらってもいいですかね。答申の終わりのところですけど。「市民」が先に出てくるより「納税義務者」が先に出て来た方がいいのではないのかなと思うんですけど。

「なお、今後本税の実施にあたっては、納税義務者並びに関係者、市民に対して」という風にした方が、まず市民に理解してもらいよりもやっぱり納税義務者の方にまず理解していただかないとということだと思ってる、という趣旨なんですけども。どうでしょう。

(委員長)

やっぱり、事業者の委員もいらっしゃいますので、気を遣いますよね。今回気を遣うかどうか。

(委員)

そうなんですよ。

(委員長)

ただあの納税義務者、当事者が納得することが大事よねっていうのがこの順番で、やっぱり税だからといってそもそも市民が納得することが前提であって当然関係者も納得してもらわないといけないよねっていうのがこの順番で。

(委員)

なるほど。これ、どっちでしょうね。

(委員長)

うーん。

(委員)

先ほどの、やっぱりね、委員の発言もあったのでちょっと気になるなと思ったのですけど。税制そのものは市民の合意形成なんだろうけどね。

(委員長)

結局、これ、市民の中に議会が含まれると考えるべきなんですよ。議会は市民代表ですからですね。議会が入ってないやないかと、いやあそれは市民ですから。

(委員)

それは市民でしょう。

(委員長)

でいうとやっぱり順番は。ここ、アンダーラインを引いておきますかね。いやいや、もうアンダーラインを引きたいぐらいではあるんですけどね。

(委員)

やっぱり、少しご理解いただかないとということなんで、ということなんですけど。特にこだわりません。それは結構です。

(委員長)

ただ、「市民、とりわけ」っていうのもありますかね。「市民、とりわけ納税義務者および関係者」ってあります。それ、余計おかしいか。このまますっきり、さらっとといきましょう。ただ、その思いがぜひ届いて欲しいと思います。

答申案及び資料3、及び資料4について、何か言い残されたことありましたら。

最後の項目ですね。ローマ数字のIV。今後の進め方についてお願いします。

(事務局) (「IV. 今後の進め方」前半 説明)

市では、答申を受けまして、パブコメの回答を公表するとともに、税条例を作成し、12月議会に提出いたします。税条例を作成する間、法制課との調整を進める中で、委員会での検討の資料と若干文言等調整させていただくことがあるかと思いますが、ご了承ください。

(事務局)

補足ですが、委員会の資料の文言を変えるという内容ではありませんので、委員会の説明資料などはこのままです。今ご説明しようとしたのは、市で作ると言ったQ&Aの方です。Q&Aの文言の方は、今後条例におとす時に多少法制的な観点からちょっと見直しがかかるかもしれませんので。

(委員長)

変えていただかないと。

(事務局)

その辺だけちょっとご了承願いたいと。

(委員長)

あのね、だからQ&Aは市の当局の責任でしてくださいと申し上げたのは、そういう意味です。お願いします。

(事務局) (「IV. 今後の進め方」後半 説明)

(委員長)

今後の進め方についても何かご意見ございましたら。

(委員)

これ、答申はどうするんですか。委員長から直接市長さんにお渡しになるんですか。その機会を設けられる方がいいんだろうと思うのですが。

(委員長)

答申はしないそうです。

(委員)

答申はしないのですか。というのは、これ1回目出てきて発言されてたでしょう、かなり。それはあまりされてないんですか。

(事務局)

そうです。している審議会もあるようですが、今回はない方向でということでした。

(委員長)

傍聴の方も含めてたくさん証人がいますから。

(委員)

それだったら結構です。

(事務局)

ただ、答申については今日いろいろご意見いただきましたので、もう一回文字に起こした上で、誤字脱字とか、例えば改行とかてにをはとかいうのはちょっと事務局で確認させていただきますまして、またお手数ですがもう一回委員長にはちょっといっぺん目を通していただければとまあという風に思ってますので、それから答申ということに。まあ、そんなあまり日にちをかけるつもりはありませんので、そういうことで進めたいという風に考えております。以上です。

(委員長)

特にQ&Aは、これは我々委員会としては、肩の荷が軽い、市の責任でとのことですが、逆に我々の思いと全然違うQ&Aになっても困るというのがありますので、ぜひ、1週間以内にと仰っておられました。切り離せない部分ですので、これも読んでおいていただきたいということです。それから、これどうかっていうところは委員会としてではありませんが、各委員にはご照会いただくようなこともぜひしていただいて。まあ、やっぱり資料として一体的なものという。

(委員)

Q&Aはデジタルデータで送っていただけますか。

(事務局)

はい。

(委員)

上書きできるような、PDFだと書き込めないのです。

(委員長)

案件、以上でございますがよろしいでしょうか。はい、それでは議論を一応尽くしたということかと思しますので、まず事務局にとりあえずお返ししまして。事務連絡をお願いしたいと思います。

(事務局) (みどりまちづくり部長あいさつ)

みどりまちづくり部の中井でございます。本委員会の終了にあたりまして、ひと言お礼のご挨拶申し上げたいと思います。

箕面市では、目前にあります箕面の山をはじめとして、このみどりと豊かな住環境をこれまでからずっと守ってきたわけですが、今後もこれをしっかりと守っていかないといけないということで、それに対する行政需要がいっぱいあるわけなんですけれども、その負担をどうやっていこうかということで、箕面では初めて法定外目的税を考えていこうということで、2～3年くらい前から取り組みをしてきたところです。しかしなかなか行政だけで考えていても、理解の得られるものがないということがあって、今回、委員会を設けさせていただいて、委員の皆様にご就任をいただき、議論を始めさせていただいたということでございます。

この6月に第1回の委員会を開催させていただき、半年で6回というタイトな日程でご審議いただき、今日、晴れて答申書を作っていただけたということで、我々も非常に感謝しているところでございます。

審議の方も、特に税の目的、税率、課税標準等、いろいろなところでとても熱心にご議論いただきまして、またパブリックコメントまでやっていただき、市民の意見を吸い上げたうえで答申という形にさせていただいたことについて、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

先ほど、事務局から説明がありましたように、手続き的には12月議会に条例案をご提案させていただきまして、その中では今回の答申を十分ふまえていただき条例案に組み立てていきたいと思っております。また具体的な取り扱い、運用については、まだまだ我々も考えていかなければならないこともありますので、その辺は改めて皆様のお知恵をお借りしなければならぬこともありますので、その折には是非ご協力をお願いしたいと思います。本当に長期間、慎重なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、私のお礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございました。

委員長として到らぬ点を皆様方に補っていただいたことを感謝申し上げますし、この答申について、私はとりまとめ役として背負っていかなければいけないという思いをしておるところでございます。ご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。以上で解散ということになりますが、今後とも箕面市のみどり施策、箕面市についてよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。どうもありがとうございました。